

## 福島県消防団応援プロジェクト「ふくしま消防団サポート企業」FAQ

### ○分類

- (1) 共通事項
- (2) サポート企業側から
- (3) サポートを受ける側から

### ○分類ごと質問

#### (1) 共通事項

① Q: ふくしま消防団サポート企業とは？

A: 消防団員、消防団、消防団協力事業所に対して、様々なサービスを提供していただける企業、店舗、施設などです。

② Q: 消防団協力事業所とは？

A: 消防団活動に協力している事業所であると市町村が認定している事業所のことです。認定基準の例は、以下のとおりです。

- ・従業員が消防団員として相当数入団している事業所
  - ・従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所
  - ・災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所
- 県内の認定状況については、以下の県ホームページからご覧いただくか、又は消防団協力事業所制度を導入している各市町村までお問い合わせください。

→県 HP : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16025a/kyouryoku.html>

③ Q: サポートの対象は？

A: 消防団員やその家族、消防団、消防団協力事業所（従業員ではなく事業所が対象）です。具体的な対象は、サポート企業が決めます。

④ Q: どんなサービスを提供するのですか？

A: サービスの内容はサポート企業が決めることとなりますが、以下のようなものが考えられます。

例) ・商品価格、利用料金の割引

- ・買い物ポイントの割り増し
- ・飲食店や菓子店での一品サービス
- ・消防団活動に要する物品や役務(消防車両の点検、小型ポンプの修理など)の提供

#### (2) サポート企業側から

① Q: いつからサービスを提供すればいいですか？

A: サービスの内容と同様、サポート企業の皆様が自由に決めていただきます。

② Q:サービス提供にあたり、県からの補助はありますか？

A:県からの補助はありません。あくまでも、サポート企業の皆様からのご厚意により、自主的にサービスを提供していただくものです。

③ Q:サポート企業になるには何をすればいいですか？

A:登録申込書に必要事項を記入のうえ、県庁消防保安課まで電子メール、ファックス、郵送でお申し込みください。申込書受領後、必ず県消防保安課から確認の電話を差し上げます。申込内容を審査し登録決定となった後、登録決定通知書と表示証（ステッカー）を交付します。

申し込みに必要な様式は以下の県ホームページから入手できます。

→県 HP : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16025a/supportkigyoun.html>

④ Q:サポート企業になることで、メリットはありますか？

A:以下の三つのメリットが考えられます。

- ・県が各種広報媒体による PR をしていくことで、企業名の PR にもなります。
- ・県内約 34,000 人の消防団員及び家族や約 150 の消防団協力事業所の利用が期待できる。
- ・地域防災力の確保に協力する企業等としてのイメージアップになります。

⑤ Q:サポート企業になるためにはお金がかかりますか？

A:登録手数料などは必要ありません。ただし、登録申込み等に必要な郵便料金等についてはご負担願います。

⑥ Q:表示証（ステッカー）はどこに貼ればいいですか？

A:店先や屋内の目立つところに掲示願います。

⑦ Q:登録情報の変更、廃止をしたい場合はどうすればいいですか？

A:登録情報変更・廃止届を提出してください。廃止後は、速やかに表示証（ステッカー）を廃棄してください。様式は以下のホームページから入手できます。

→県 HP : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16025a/supportkigyoun.html>

### (3) サポートを受ける側から

① Q:消防団員ではないのですが、サービスの提供を受けられますか？

A:受けられません。18歳以上でその市町村に居住していれば、男女問わず消防団に入団できますので、是非消防団に加入してください。市町村によっては、居住していなくても勤務先の市町村の消防団に加入できる場合もありますので、詳細な条件については、お住まいの市町村窓口までお問い合わせください。

② Q:サポート企業にはこういったところがありますか？又、サポート企業の場所やサービスの内容は？

A:サポート企業の所在地、提供しているサービスの一覧を県のホームページで公表しています。

→県 HP : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16025a/supportkigyou.html>

③ Q:サポート企業の提供するサービスを利用するためには、何か身分を証明するものが必要ですか？

A:店頭等で求められた場合は、市町村で発行している消防団員証や消防団協力事業所表示証などを提示してください。